

# 木材活用地盤対策研究会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 研究会の名称は、木材活用地盤対策研究会（以下「研究会」という）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、地球温暖化緩和・森林育成と木材を活用した地盤対策技術の普及、向上、並びにその発展を図ることを目的とする。

(事業活動)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 木材を液状化対策や軟弱粘性土地盤対策などへ活用する技術の開発、普及、向上
- (2) 木材の利用拡大の推進とその技術の開発、普及、向上
- (3) 持続可能な建設事業における環境負荷の低減、地球温暖化の緩和（CO<sub>2</sub>削減）、林業再生の推進
- (4) LP・LiC 工法、及び LP・SoC 工法の普及、技術の維持、向上
- (5) LP・LiC 工法、及び LP・SoC 工法の各種講習会の開催、実施
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会員

(会員及び組織)

第4条 研究会の会員は、次の6種とし本会則第2条の目的に賛同するものによって構成する。

- (1) 正会員（研究会員）

研究会の活動に積極的に参画し、共同研究開発を担える事業者

- (2) 設計会員

研究会が定める資格者（以下「有資格者」という）を有し、技術委員会が策定した設計マニュアルの内容に従うことのできる設計能力を有する設計事務所、又は建設コンサルタント会社等の事業者

- (3) 施工A会員

有資格者を有し、技術委員会が策定した施工マニュアルの内容に従うことのできる施工能力を有し、広範囲での施工、及び営業活動、並びに施工管理が可能である事

業者

(4) 施工B会員

有資格者を有し、技術委員会が策定した施工マニュアルの内容に従うことができる  
施工能力を有し、特定地域での施工、及び営業活動が可能である事業者

(5) 材料会員

研究会の規程「材料の調達に関する規程」を遵守し、使用材料の品質確保、安定供給、及び適切な価格により会員に提供できる能力を有する事業者

(6) 賛助会員

研究会の趣旨に賛同し協力する団体、又は個人

(会員規程)

第 5 条 会員に関し必要な事項は、別途、会員規程で定める。

### 第3章 役員等

(役員の種類、及び選任)

第 6 条 研究会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 3名以上7名以内

(2) 監 事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事、及び監事は、正会員（研究会員）の中から総会の決議によって選任する。

4 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務、及び権限)

第 7 条 理事長は、研究会を代表し、総会、及び理事会の決議に基づき業務を執行する。

2 理事は、理事会を構成し、本会則に定めるところにより、職務を執行する。

3 監事は、研究会の会計を監査する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員解任)

第 9 条 役員は、理事会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第10条 役員は、無報酬とする。

## 第4章 会議

(種類)

第11条 会議は、総会、及び理事会とする。

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成し、理事会は、すべての理事、及び監事をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画、及び収支予算、事業報告、及び収支決算に関する事項
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 会則の改訂に関する事項
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

2 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 理事長を選定に関する事項
- (3) 会員の加入、除名に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) 研究会の事業、及び運営に必要な委員会の設置、及び委員の選任に関する事項
- (6) 技術顧問の選定に関する事項
- (7) 研究会の運営、及び業務に必要な規程の制定、変更、及び廃止に関する事項
- (8) 事務局長、及び事務局員の任免に関する事項
- (9) その他理事会において必要と認めた事項

(開催)

第14条 総会は、毎事業年度1回の定時総会、及び必要が生じた場合の臨時総会の2種とする。

2 臨時総会は、電磁的記録による審議で開催することができる。

3 理事会は、毎事業年度1回の定時理事会、及び必要が生じた場合の臨時理事会の2種とする。

4 臨時理事会は、電磁的記録による審議で開催することができる。

(招集、及び議長)

第15条 会議は、理事長が招集し、議長となる。

(議決権)

第16条 会議における議決権は、総会においては正会員（研究会員）、設計会員、施工

A会員、施工B会員、及び材料会員の事業者、並びに賛助会員の団体は、1事業者、又は1団体につき1個とし、賛助会員の個人は、1個人につき1個とする。但し、重複する会員の議決権は、1個とする。

2 理事会においては理事長、及び各理事につき1個とする。

(決議)

第17条 会議の決議は、当該会議の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもって行う。可否同数となった場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事会において、全議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 役員解任

(議事録)

第18条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 総会の議事録は、議長、及び議長が指名した出席会員のうち2名が前項の議事録に記名押印する。

3 理事会の議事録は、議長及び議長が指名した出席理事のうち1名が第1項の議事録に記名押印する。

4 電磁的記録による審議がなされた場合は、それらの電磁的記録をもって記名押印がなされたものとする。

## 第5章 会計

(会計)

第19条 研究会の会計は、次条で定める事業計画、及び予算に基づき理事長が行うものとする。

(事業計画、及び予算)

第20条 研究会の事業計画、及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、直近の総会の議決を経るものとする。

2 前項の事項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入、及び支出をすることができる。

3 前項の収入、及び支出は、新たに成立した予算の収入、及び支出とみなす。

(事業報告、及び決算)

第21条 研究会の事業報告、及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、及び計算書類、並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という）を作成し、監事の監査を受け、定時総会において承認を得るものとする。

（残余財産の処分）

第22条 研究会解散時の財産は、手続きなどによって生じた経費を差し引いた残余金及び残った財産について会員に分配する。なお、研究会が法人化するなどした場合は、この限りではない。

2 残余金の分配は、各会員が会費として支払った合計額の比に応じて各会員に分配する。但し、設計会員、賛助会員（団体）、及び賛助会員（個人）には、分配を行わない。

3 その他財産については、財産の提供会員に権利を返還する。

（事業年度）

第23条 研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第6章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第24条 本会則は、総会において、総会の議決権の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

（解散）

第25条 研究会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、総会において、総会の議決権の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第7章 事務局

（事務局）

第26条 研究会の事務を処理するため、飛鳥建設株式会社内（本社 東京都港区港南一丁目8番15号）に事務局を置く。

2 事務局の運営を円滑に行うため、事務局長、及び事務局員を置くことができる。

3 事務局長、及び事務局員は、理事長が理事会の決議によって任免する。

4 事務局長、及び事務局員は、理事長を補佐し、研究会の事業戦略の策定、企画の運営、法務、経理、資機材並びに財産の管理、及び渉外の業務を担う。

5 事務局の組織運営に関する必要事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿、及び書類)

第27条 事務局には、常に次に掲げる帳簿、及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則、及び規程類
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会議の議事録、及び委員会の議事録
- (5) 事業計画書、及び予算書
- (6) 事業報告書、計算書類等、及び証憑書類
- (7) 監査報告書
- (8) その他必要な帳簿及び書類

2 前項各号の備え付け保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第3号までは、永久
- (2) 前項第4号の会議の議事録は、10年間
- (3) 前項第4号の委員会の議事録は、5年間
- (4) 前項第5号から第7号までは、10年間
- (5) 前項第8号は、それらの法定期間とする。

## 第8章 技術委員会

(技術委員会)

第28条 本会則第3条の事業の推進を図るため、同第13条第2項第5号に基づき技術委員会を設置する。

2 技術委員会の委員は、正会員(研究会員)、設計会員、施工A会員、及び施工B会員の中から理事会の決議によって選任し、理事長が委嘱する。

3 技術委員会は技術の維持・向上・品質の確保を目的に活動を行う。

4 技術委員会は、前号の目的を達成するため、設計講習会、及び施工講習会等を開催、及び実施する。

(技術委員会規程)

第29条 技術委員会に関し必要な事項は、別途、技術委員会規程で定める。

## 第9章 運営委員会

(運営委員会)

第30条 本会則第3条の事業の推進を図るため、同第13条第2項第5号に基づき運営

委員会を設置する。

2 運営委員会の委員は、会員の中から理事会の決議によって選任し、理事長が委嘱する。

3 運営委員会は、円滑な事業運営のための案件対応、顧客管理、LP-LiC 工法、及び LP-SoC 工法の普及等を目的に活動を行う。

(運営委員会規程)

第 3 1 条 運営委員会に関し必要な事項は、別途、運営委員会規程で定める。

## 第 1 0 章 技術顧問

(技術顧問)

第 3 2 条 本会則第 3 条の事業の信頼性、並びに技術力の向上、及び普及展開を図るため、同第 1 3 条第 2 項第 6 号の規定に基づき技術顧問を選定することができる。

2 技術顧問は、会員、及び学識経験者の中から理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 技術顧問は、研究会、及びその保有する技術の信頼性の向上、調査・研究・開発に係る技術力の向上、研究会の目的達成のための普及展開に関する助言や活動を行う。

## 第 1 1 章 雑則

(秘密の保持)

第 3 3 条 営業秘密を保有する者（以下「保有者」という）から営業秘密（以下「秘密情報」という）を示された場合において、会員は、その秘密情報を厳に秘密として扱い、保有者の書面による事前の承諾なくして第三者に開示・漏洩せず、又研究会の目的以外に使用しないものとする。会員資格を失った後も同様とする。

2 前項の秘密情報とは、秘密として管理されている研究開発、生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上、又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいい、具体的には次のものを指す。

(1) 技術ノウハウ・・・製造技術、製法、素材選択、技術管理マニュアル、品質管理、設計図、設計概要書、設計書、施工概要書、施工報告書、実験内容、実験データ、研究レポート等、保有者が技術秘密情報として管理・保有するもの

(2) 営業上の秘密情報・・・顧客リスト、販売マニュアル、販売計画、事業計画、商品データ、経理、販売上のデータ、見積書等

(差止請求権、及び損害賠償)

第 3 4 条 秘密情報の使用、又は開示により、営業上の利益を侵害され、又は侵害される

おそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者、又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止、又は予防を請求することができる。

2 故意、又は過失により、秘密情報を使用、又は開示して保有者の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(知財権)

第35条 研究会の専従者によって生まれた知財は、研究会に帰属し、専従者単独で権利化、又は公表してはならない。

2 研究会を兼任する者によって研究会の活動で生まれた知財は、発明者の所属機関に帰属し、所属機関との協議の上、独占的实施権を研究会に許諾しなければならない。

(その他)

第36条 本会則に定めのない事項が発生した場合は、その都度協議して決定する。

## 附則

(設立年月日)

第37条 研究会の設立年月日は、2014年10月21日とする。

(実施)

第38条 本会則は、2014年10月21日から施行する。

(改訂実施の記録)

制定 2014年10月21日

改訂 2016年 8月 8日

改訂 2017年10月 5日

改訂 2018年10月19日

改訂 2019年 3月12日

改訂 2019年11月12日

改訂 2020年12月21日

改訂 2022年 3月22日